

(案)
常滑港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成 23 年 12 月

常滑港港湾管理者
愛知県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成 14 年 11 月愛知県地方港湾審議会

の議を経た常滑港の港湾計画を変更するものである。

目 次

変更理由	1
港湾計画の方針	1
港湾の能力	2
港湾施設の規模及び配置	3
1 公共埠頭計画	3
2 フェリー埠頭計画	3
3 水域施設計画	4
4 外郭施設計画	4
5 小型船だまり計画	5
6 マリーナ計画	5
7 土地造成及び土地利用計画	6

変更理由

- 1 フェリー航路の廃止に伴い、りんくう地区において公共埠頭計画、フェリー埠頭計画、水域施設計画、外郭施設計画、マリーナ計画を変更する。
- 2 港湾物流機能を拡充するため、常滑地区において土地利用計画を変更する。

港湾計画の方針

りんくう地区の公共ふ頭周辺は、マリーナ及びその他化学工業品等の内貿一般貨物を扱う物流・交流拠点ゾーンとする。(変更)

りんくう地区の公共ふ頭周辺は、フェリー、旅客船及びその他化学工業品等の内貿一般貨物を扱う物流・交流拠点ゾーンとする。
(既定計画)

港湾の能力

目標年次における取扱貨物量、港湾利用者数を次のように定める。

取扱貨物量	内貿	140 万トン
港湾利用者数	旅客施設利用者	60 万人

港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

マリーナ計画に伴い、りんくう地区においてその他化学工業品等の内貿一般貨物を取扱うため公共埠頭を次のとおり計画する。

[公共埠頭計画]

りんくう地区

水深 5.5m 岸壁 2 バース 延長 200m

[既設の変更計画]

埠頭用地 3.8ha (荷捌施設用地)

[既設]

[既設

水深 5.5m 岸壁 3 バース 延長 300m

2 フェリー埠頭計画

フェリー航路の廃止に伴い、りんくう地区においてフェリー埠頭を次のとおり廃止する。

[フェリー埠頭計画]

りんくう地区

以下の施設を廃止する。

[既設

水深 5.5m 岸壁 1 バース 延長 115m (専用)

3 水域施設計画

係留施設の計画に対応するため、航路を次のとおり計画する。

[水域施設計画]

1) 航路

りんくう地区

りんくう航路 水深 5.5m 幅員 82~140m [既設の変更計画]

既設

りんくう航路 水深 5.5m 幅員 140m

4 外郭施設計画

港内の静穏及び船舶航行の安全を図るため、りんくう地区において外郭施設計画を次のとおり計画する。

[外郭施設計画]

りんくう地区

西防波堤 延長 408m (うち 224m既設) [既設の変更計画]

南防波堤 延長 364m (うち 334m既設) [既設の変更計画]

既設

西防波堤 延長 224m

南防波堤 延長 334m

5 小型船だまり計画

マリーナ計画に伴い、りんくう地区において小型船だまり計画を次のとおり廃止する。

[小型船だまり計画]

りんくう地区

以下の施設を廃止する。

既定計画

小型栈橋 3基

6 マリーナ計画

海洋性レクリエーション需要の増大に対応するため、りんくう地区においてマリーナを次のとおり計画する。

[マリーナ計画]

りんくう地区

防波堤 47m

[既設]

小型栈橋 1基

[新規計画]

7 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応し、土地利用を次のとおり計画する。

(単位：ha)

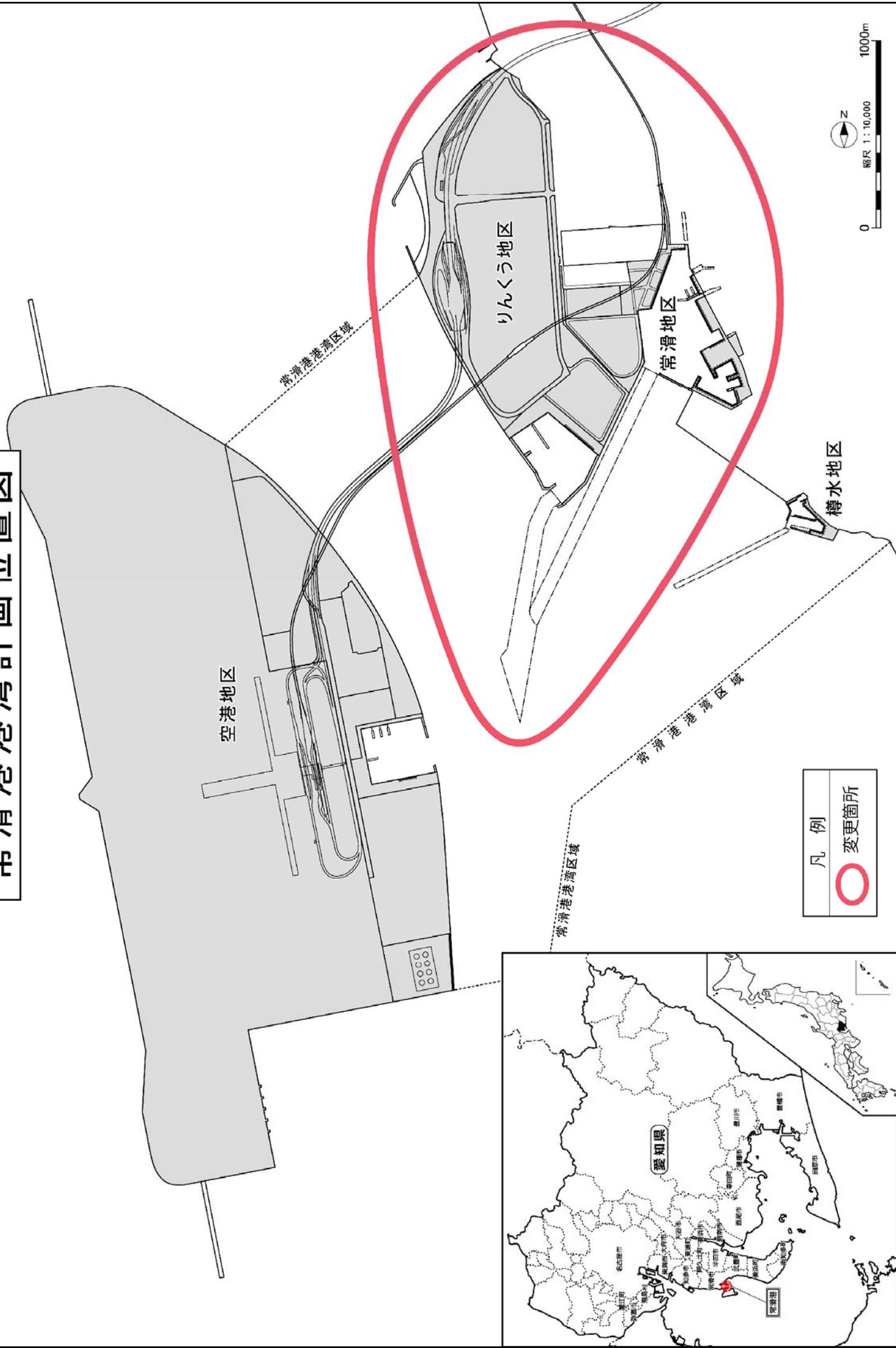
用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 拠点 用地	都市 機能 用地	工業 用地	交通 機能 用地	緑地	合計
常滑地区	(11) 11	(5) 5		9		(1) 1	(1) 1	(18) 26
合計	(11) 11	(5) 5		9		(1) 1	(1) 1	(18) 26

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に関わる地区のみ記述した。

常滑港港灣計画位置図



凡例

○ 変更箇所

縮尺 1 : 10,000

0 1000m

↑ N

